

「指定介護予防及び第1号通所事業 高齢者デイサービスセンターすまいる」 重要事項説明書

当事業所は介護予防及び第1号通所事業の指定を受けています。

(京都府指定 第2672800188号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防及び第1号通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定又は介護予防・日常生活総合事業対象認定又は要支援認定の結果「総合事業対象者」「要支援①又は②」と認定された方が対象となります。

当事業所は2023年2月8日NPO法人カラアにて第三者評価を受診し

【京都介護福祉サービス第三者評価支援機構】のHPに結果が公表されております。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が実施するサービスと利用料金	4
6. 事故発生時の対応について	5
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 南山城学園
法人所在地	京都府城陽市富野狼谷 2-1
電話番号	0774-52-0425
代表者氏名	理事長 磯 彰格
設立年月	昭和 40 年 2 月 2 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	介護保険法に基づく第 1 号通所事業 平成 29 年 4 月 1 日指定 京都府指定 第 2672800188 号
事業所の目的	誰もが住み慣れた地域社会で、安心して豊かに家族・隣人と暮らすためのサポートをすることを目的としています。
事業所の名称	高齢者デイサービスセンター すまいる
事業所の所在地	京都府城陽市枇杷庄中奥田 49-1
電話番号	0774-58-0611
事業所長（管理者）氏名	河合 悠祐
当事業所の運営方針	安全で安心できる心地よいサービス提供を心がけます。
開設年月	平成 14 年 4 月 1 日
利用定員	25 人（通常規模型通所介護）
事業所が実施している他の業務	〔通所介護事業〕 平成 14 年 4 月 1 日指定 京都府 2672800188 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業実施地域 : 城陽市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	8 時 15 分～17 時 25 分
サービス提供時間	9 時 15 分～16 時 20 分

(3) 休業日 日曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

※ 送迎の都合上、上記サービス提供時間（お帰り時間）が 1 時間程度早くなる場合があります。ご了承ください。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	0.7	1.0 名
2. 介護職員	6.4	4.0 名
3. 生活相談員	1.1	1.0 名
4. 看護職員	1.1	1.0 名
5. 機能訓練職員	1.0	1.0 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間 8：15～16：25 9：15～17：25 原則、利用者5名様に対し介護職員1名以上で支援します。
看護職員	勤務時間 8：30～16：40 原則、1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	勤務時間 8：15～16：25 9：15～17：25

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 総合事業の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割←負担割合証で確認）が第1号事業支給費「以下（事業支給費）という」から給付されます。

※加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。実施日、実施内容等については介護予防サービス・支援計画書に沿い、事業所と利用者で協議したうえで計画に定めます。

【サービスの概要】

① 食事の介助（食事時間12：00～13：00）

※ただし、食材の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。

- ・食事の準備、介助
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴：入浴又は清拭を行います。準寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄：ご契約者の排せつの介助を行います。

④ 送迎：ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

⑤ 生活機能訓練：ご契約者の希望で機能訓練指導員や多職種共同で小集団による生活機能向上訓練を実施します。（↑個別のマッサージはありません）

⑥ 送迎サービス：ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

【サービスの利用頻度】

○利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画書に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画書に定めます。

○ただし、ご契約者の心身状態の変化、介護予防サービス支援計画書に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。

【サービス利用料金（1月あたり）】（契約書第6条参照）

次の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から事業支給費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（利用料金はご契約者の認定状況に応じて異なる）

① 基本料金

介護区分	要支援1	要支援2
単位	1798	3621
基本料金	18,465円	37,188円
(保険負担)	16,618円	33,469円
自己負担金	1,847円	3,719円

② サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1ヶ月あたり

事業所の介護職員の総数のうち勤続年数が3年以上の介護職員の占める割合が30%以上（常勤換算）になる場合に加算されるものです。

介護区分	要支援1	要支援2
単位	24	48
基本料金	246円	493円
(保険負担)	221円	444円
自己負担金	25円	49円

③ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（個別のマッサージはありません）1ヶ月あたり

外部のリハビリ職と連携共同で課題分析を行い、
個別機能訓練計画書等を作成した場合に加算されるものです。

介護区分	要支援1	要支援2
単位	200	200
基本料金	2,054円	2,054円
(保険負担)	1,849円	1,849円
自己負担金	205円	205円

④ 科学的介護推進体制加算（40単位／月）

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況に係る基本的な状況を厚生労働省に提出していること必要に応じてサービス計画など見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他、サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用していること。

1ヶ月に1回411円（1割負担の場合：41円）

⑤ 介護職員等処遇改善加算（9.0%／月）

令和6年6月1日より『介護職員等ベースアップ等支援加算』『通所型サービス処遇改善加算Ⅰ』『通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ』の3つが『介護職員等処遇改善加算』に一本化された為、『介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）』として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とした所定単位数に9.0%を乗じた単位数を算定

⑥ 送迎減算（▲47単位／片道）

利用者様が自ら事業所に通う場合（家族等が送迎を実施する場合）

片道につき ▲482円（1割負担の場合：▲48円）

○ 地域区分加算（城陽市）

サービス内容、事業所の所在する地域等を勘案し、サービス等に要する平均的な費用を勘案して設定するものとされている。具体的には、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たり単位を割増している。

『介護保険の単位数』×『10.27円（地域加算）』×『10%（1割負担の場合）』

- ご契約者がまだ認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいたんお支払いいただきます。事業対象認定又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が事業支給費から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- 事業支給費からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）総合事業（事業支給費）の給付対象とならないサービス（契約書第5条・第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

①介護保険給付の支給決定限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：昼食600円（消費税込）

③日常生活に要するものの費用

日常生活に要するものとしてオムツ代100円、パッド代50円（何れも消費税込）の実費をご負担いただきます。（サービスを利用中、予めオムツやパッドの交換の必要性があると判断される場合、利用日毎に必要数ご持参下さい。）

④レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加して戴くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤その他費用

おやつ代：100円・コーヒー・紅茶代：100円 お茶：無料

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明致します。

※減免認定を受けておられる方は、食材料費450円・おやつ代75円・コーヒー・紅茶代75円とさせて戴きます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、利用月分の金額を翌月末までにお支払い戴きます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

- ・月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。
- ・ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス・支援計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画書に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

- ・ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画書に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、第1号介護予防支援事業者（地域包括支援センターや居宅介護支援事業者）と調整の上、介護予防サービス・支援計画書の変更又は事業対象者・要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ・月ごとの定額制となっているため、月の途中からの利用開始や月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中に要介護から事業対象者又は要支援に変更となった場合。
 - 二 月途中に事業対象者又は要支援から要介護に変更となった場合。
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- ・月途中で事業対象者⇨要支援②へ変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 事故発生時、非常災害発生時の対応について

- (1)利用者のサービスの提供により事故が発生した場合は、ご契約者のご家族等、ご契約者に係る地域包括支援センター又は第1号介護予防支援事業者、重傷事故の場合は保険者（城陽市等）に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- (2)非常災害(地震等)発生時は、当施設の定めたBCPマニュアルに沿って行動していただき、ご契約者のご家族等、ご契約者に係る地域包括支援センター又は第1号介護予防支援事業者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

7. 虐待防止のための措置について

虐待防止に係わる組織内の体制

- 虐待防止責任者(管理者) 副センター長 河合 悠祐
- 虐待防止研修 年1回実施（直近 令和7年1月17日実施）

8. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（管理者） 副センター長 河合 悠祐
 - 苦情解決責任者 センター長 小原 裕典
 - 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00
- また、苦情受付ボックスをエントランスホールに設置しています。

(2) その他苦情受付機関

社会福祉法人 南山城学園 事務局	所在地 京都府城陽市富野狼谷2-1 電話番号 0774-52-0425 FAX 0774-53-7578 受付時間 9:00～17:00
京都府経営者協会 提案(苦情)処理ネットワーク 委員会	所在地 京都市下京区塩小路新町角新京都センタービル6F 電話番号 075-361-0440 FAX 075-361-8974 受付時間 9:00～17:00
城陽市高齢介護課 介護保険係	所在地 京都府城陽市寺田東ノ口16 電話番号 0774-56-4043 FAX 0774-56-4032
宇治市健康長寿部 介護保険課	所在地 京都府宇治市宇治琵琶33 電話番号 0774-22-3141 FAX 0774-21-0406

久御山町 長寿健康課（1階）	所在地 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38 電話番号 075-631-9903 FAX 075-632-5933
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCOON烏丸内 電話番号 075-354-9050 FAX 075-354-9055 受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定介護予防通所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

高齢者デイサービスセンター すまいる

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護保険法に基づく第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 城陽市

氏名 印

代理人（ ）住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。H30年4月1日修正追記

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 431,83m²
- (3) 事業所の周辺環境 北側に小学校があり、西側には田んぼが広がり、採光（日当たり等）を十分に取った静かな環境にあります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員（内1名は介護職員兼務）を配置しています。

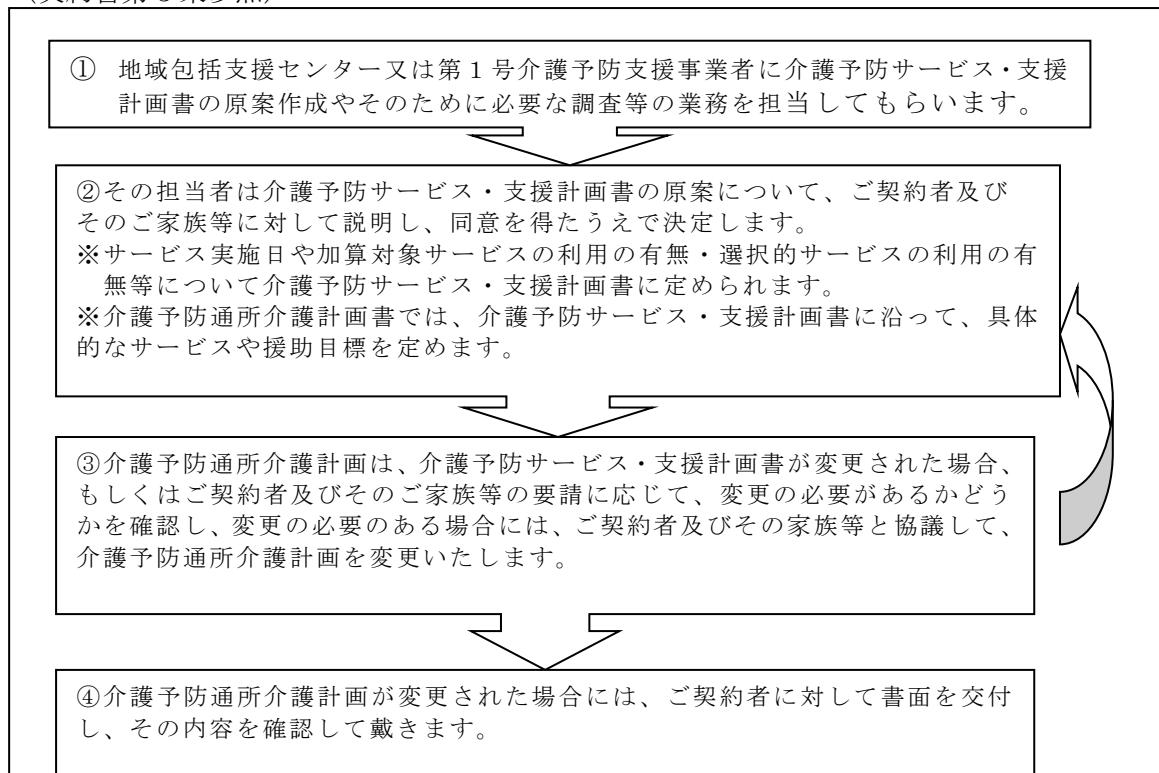
看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員… ご契約者に対し多職種共同で生活機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防・サービス支援計画書」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 総合事業対象者認定・要支援認定を受けている場合

- 第1号介護予防支援事業者（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）への紹介等必要な支援を行います。
- 介護予防通所介護計画書を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 事業支給費対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い戴きます。
(償還払い)



介護予防サービス支援計画書の作成

- 作成された介護予防サービス支援計画書に沿って、介護予防通所介護計画書を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供いたします。
- 事業支給費対象サービスについては、介護保険の事業支給費額を除いた料金（自己負担額←負担割合証の確認で1割又は2割）をお支払い戴きます。

② 総合事業対象者認定・要支援認定を受けっていない場合

- 総合事業対象認定・要支援認定の申請に必要な支援を行います。
- 介護予防通所介護計画書を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 事業支給費対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。
(償還払い)

総合事業対象者・要支援認定の人

- 介護予防サービス支援計画書を作成して頂きます。必要に応じて担当支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

要介護認定の人

- 本契約は終了します。
- 居宅介護支援事業者への紹介を行います。

何れも認定非該当の人

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

介護予防サービス支援計画書の作成

居宅介護支援計画書の作成

- 作成された介護予防サービス・支援計画書に沿って、介護予防通所介護計画書を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 事業支給費対象サービスについては、事業支給費の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い戴きます。

- 本事業所の通所介護サービスが居宅サービス支援計画書に位置づけられた場合には、通所介護サービスについて、料金やサービス内容について説明し、同意戴けた場合には通所介護サービスの提供について改めて契約を締結します。
- 作成された居宅介護支援計画書に沿って、通所介護計画書を作成し、それに基づき、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い戴きます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など契約者に係る他の第1号介護予防支援事業者等（←地域包括支援センターや居宅介護支援事業者）との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い戴く場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。又食べ物や物品等の販売や授受も厳禁とします。

（2）喫煙

- 2020年4月改正健康増進法においてすまいるをご利用の利用者様については、喫煙を禁止させていただいております。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の総合事業対象者認定又は要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 総合事業対象者認定又は要支援認定によりご契約者的心身の状況が自立と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が第1号通所事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業支給費対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 契約者が入院された場合。
- ③ 契約者の「介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）」が変更された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護相当サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐がある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて戴くことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。